

[回想録] 草創期の生保協会と阿部泰蔵

関 好美（第15代会長、明治生命元社長）

はしがき

生保協会が社団法人として新発足したさいに、粟津清亮法学博士が「保険雑誌第153号」（明治42年2月刊）に「生命保険会社協会成立に就て」と題する談話を載せ、協会創立の経緯等について語っているが、その中で当時すでに次のような感懐を述べている。

「生命保険会社談話会の設置は今日より回顧すれば実に11年前のことにして、当時の会場たる柳花苑は今全くその名を留めず、うたた今昔の感に堪えざるなり……今回法人たる生命保険会社協会の創立を見るに至れり事のかくの如く運べる迄の間に於ける波瀾曲折は、決して尋常のことにあらず。例えば王政維新の際に於ける国事之多端なりしが如し。従って、この間に立って奔走尽力せる有志の諸士が功労は、まさに後年に録すべきものたるを失わず……」

今回、生保協会が記念すべき古稀のお祝いを迎えるに当り、協会70年史編纂室の依頼に応じて草創期の生保協会と阿部泰蔵（明治生命初代社長、協会初代理事会々長）の史料を整理し、後日の参考までにと小文の筆をとるについては、先に紹介した70年前の粟津博士の感懐と相通ずるもののあるのを強く感ずる次第である。

なお、史料は生保協会（とくに明治44年7月発刊の「生命保険会社協会々報」創刊号巻頭の阿部泰蔵執筆による「生命保険会社協会沿革史」）および明治生命保管のものによったが、文中人名にはすべて敬称を略させていただいたのでご寛恕をお願いしたい。

生保協会創立の端緒

生保協会創立に至る端緒については、阿部泰蔵が「沿革史」の中で次のように記している。

「生命保険会社協会を創立したるは明治38年にして、その組織を改めて社団法人と為したるは明治41年なれども、生命保険会社が始めて共通の利益を保護する為に連合一致の行動を取りたるは、明治30年、営業税法施行の時にあり…。」

この営業税法は、明治30（1897）年1月に施行されたが、生保会社の責任準備金も資産の一部として課税するものとなっていた。そこで生保各社はこのような不当な課税は責任準備金に対する政府の誤解から生じたものであるとして、同年の初めに明治、帝国、日本、共済、仁寿、内国、明教の7社が帝国生命に集会し、反対運動を展開することを決議したのである。

責任準備金課税問題は生保経営上極めて重大な問題であったため、阿部泰蔵はじめ当時の業界首脳は、言論に文章に、連合一致の努力を重ねたのである。

阿部泰蔵も「五指の交々弾くは一挙の強きに如かず。同業者はよろしく連合して反対すべし。」

と呼びかけ、また、粟津清亮（当時農商務省嘱託）に反対論文を依頼して東京の六大新聞に掲載するなど積極的な活動を行なっている。一方、当時の新聞記事によれば、生保各社は税務署の督促に対し理由書を付して納付を拒絶したという、言わば実力行使の反対運動も行なったようである。

こうした連合一致の努力が実を結んで、5年後の明治35年10月の勅令により責任準備金は課税対象から除外され、生保業界はその正しい主張を貫徹したのである。そして、この反対運動こそ、共同の利益増進のため業界が結束した端緒として評価され、永く協会史にとどめられる出来事となった。

ちなみに、火災保険協会（明治40年5月創立）結成の主なる動機は、火災保険会社濫設に伴ない料率競争が激化したため、料率を協定することにあった。そのことは、同会創立時の目的の第1号に「各地に於ける適當の保険料率を協定し、之が実施を図ること」とあることから明らかである。

生保協会の前身としての「談話会」

翌明治31（1898）年になって、商法修正案をはじめとする重要法令案が続々と帝国議会で提出されるようになった。そこで生保業界としては事前に主張や参考意見を開陳する必要が出てきたため、前記責任準備金課税に反対して集会した7社がそのまま発起人となって、在東京同業各社に呼びかけ、「生命保険会社談話会」の結成をみることとなったのである。

すなわち、同年5月18日、京橋区築地の柳花苑に22社が会合をもち、談話会規則（全8条）を定めて発足したのであるが、阿部泰蔵の「沿革史」によれば、この会合こそ生保会社の多数の集会の嚆矢であったという。

この「談話会」は、後世から見れば、まさに生保協会の前身として極めて重要な役割を果たしたものであり、明治38（1905）年5月に、「生命保険会社協会」（社団法人となるのは明治41年12月）が創立されるまでの実に7年間存続し、業界はこれに拠って共同の利益を増進するため結束を強化していった。

その組織体としては極めてプリミティブなもので、例えば通常集会は毎年1回のみであり、幹事会社は当番制であったことなど、組織としては未発達段階にあったとは言え、「談話会」時代の活動内容は、あたかも協会活動そのものと思えるほど充実していたことには敬服させられる。ここではその詳細は略し、重要と思われる事項を列挙するにとどめたい。

- 一、修正商法草稿中生命保険に関する条項改正案を決定、配布、意見の開陳（明治31年5月）
- 二、普通保険模範約款の制定（33年10月）
- 三、第1回全国保険業者大会の開催（大阪にて。36年4月）
- 四、東京商業会議所の委嘱により商法修正意見書の提出（36年12月）

五、日露戦争に当り公債の発行に応募（37年2月）

六、東京帝大内に生命保険講習会創設を決議（37年10月）

なお、阿部泰蔵は日本の近代化を図るための立法整備には格段の関心をもち、また若い頃から法律の研鑽を積んでいたため、明治26年、同30年、39年と、3回にわたって政府から法典調査会委員に任命されている。このことが、業界首脳として在任中、業界関連立法に関し、ひときわ大きく寄与したゆえんであったと思われる。

生命保険会社協会の創立

「談話会」はその充実した活動にもかかわらず、組織面の未熟から団結が弱いとして明治37年に一時解散の話も出たが、同年10月に規則を改正し（常会の年4回開催、年会費制等）存続することとしている。

しかし、改正規則によっても不備の点が次第に目立ってきたため、新たな発展を期して協会の創立を望む声が高まってきた。そこで明治38（1905）年3月27日、日本倶楽部での談話会の席上、明治、帝国、仁寿、共済、第一の5社から「生命保険会社協会規約案」を提議したところ衆議一決し、直ちに同会合を協会の創立総会とするとともに、明治、帝国、仁寿の3社を創立委員とすることを決したのである。

かくして同年5月2日、協会としての第1回総会を日本倶楽部で開催して協会規約（全12条）を定め、評議員として阿部泰蔵（明治）、福原有信（帝国）、辻新次（仁寿）、片岡直温（日本）、矢野恒太（第一）の5人を選出、次いで5月10日、明治生命で第1回評議員会を開き、阿部泰蔵が評議員会々長に、福原有信が名誉会計に互選された。

また、9月11日、幹事に新進の駒田亀太郎が就任、同時に協会事務所を京橋区日吉町の九州倶楽部内に移し（それまでは暫定的に明治生命内）、ここにいよいよ本格的な体制をととのえ、一段と活発な活動を展開していくのである。

明治39（1906）年1月の政府に対する「生命保険奨励の建議」もその活動の一つであった。生命保険料控除をはじめとする政府による生保奨励策の実施を長文の理由を付して提起したもので、協会首脳は西園寺首相、関係閣僚を歴訪し、その実現のため極めて精力的な活動を行なっている。

東京で開催された第2回全国保険業者大会を主催したのは、明治40（1907）年4月のことであった。阿部泰蔵が推されて大会々長となり主宰しているが、生命、火災、海上合同で前後5日間にわたる画期的な業者大会であった。

さらに協会は、同年8月20日、商法中保険に関する条項の整備を要望した9項目に及ぶ膨大な「商法修正意見草稿」を司法省法律取調委員会へ提出しているほか、明治41（1908）年3月、折から衆議院に提出された「保険官営建議案」に対し、保険事業官営化の得策でない理由を明らかにした長文の協会意見の発表を行なっている。なおこの建議案は、まもなく衆議院の委員

会において否決されて廃案となった。

協会々館建築の動き

ところで、生保協会の活動が活発化するにつれて、その本拠である事務所が狭隘となり、保険会館建築の必要性が増してきた。一方、損保業界でも同様の希望があったので、明治40（1907）年1月、日本橋区浜町の料亭常盤において、生命、火災、海上保険業者の新年懇親会が開催された席上、各種保険業者が連合し、100万円の予算で一大会館を建築する相談が行なわれたのである。

そして、阿部泰蔵（明治）、片岡直温（日本）、末延道成（東京海上）、武井守正（東京火災）を委員とし、鈴木萬次郎（愛国）、矢野恒太（第一）を幹事として調査を委託することとなった。しかし、この雄大な計画は損保業界がその後消極的となったため実現を見るに至っていない。

生保協会では、それから1年余り後の明治41（1908）年2月24日、交詢社における総会で、20万円の予算をもって独自の協会々館を建築することを決し、その調査を評議員に一任することとした。評議員会では同年8月7日の総会に協会々館建築資金醸出案を提示し、議論百出ではあったが成案を得て、ここに具体化へとその歩を進めることになるのである。

生保協会創立後僅かに3年にして独自の会館建築を決めたことは、当時の業界の結束の強固さと協会首脳陣の勇断を物語るものであると同時に、会館建築が間もなく社団法人となる直接の契機となったことを考え合わせるとき、協会史上まことに画期的なことがらであったと言えよう。

生保協会社団法人として新発足

こうして、会館の建築を進めることとなった協会としては、建築資金の借入れ、土地の賃借等、外部との関係上法人組織とする必要が生じてきた。また、業界の常設機関としての事務が益々複雑化し、その組織を一段と強化する必要に迫られていたことから、従来の任意団体から社団法人とすることになった。

そこで、明治41年10月20日、九州倶楽部において「社団法人生命保険会社協会」の創立総会を開催し、5章20条から成る定款を決定したが、それはかつての「談話会規則」や「協会規約」と比べまさに隔世の感があるほど整備されたものであった。

協会の目的にしても、表現の違いこそあれ現在の定款中の目的と全く同趣旨と言ってよく、また「生命保険倶楽部規程」の制定、「研究部」の設置等、現在の協会の基本路線が見事に敷かれている。これらは当時の業界首脳の卓越した見識を示すものと思われる。

明治41（1908）年12月7日、農商務大臣の社団法人としての認可を得、かくしてこの日を記念すべき新発足の日と定め、これから起算して今年70周年を迎えるわけである。

同月21日の総会において、定款にもとづき、理事として片岡直温（日本）、辻 新次（仁寿）、矢野恒太（第一）、福原有信（帝国）、阿部泰蔵（明治）の5人を選出、さらに理事の互選によ

り阿部泰蔵が理事会々長（初代）に、福原有信が名誉会計に就任することとなった。さらに生命保険倶楽部委員7人、研究部委員5人の選出も行なっている。

同月23日、社団法人としての登記を終え、ここに万全の体制と陣容をもって新たな発展を旨としてスタートを切ったのであった。

協会々館の新築と簡保反対運動

さて、協会々館の建築は着々と進められていった。すなわち、明治43（1910）年5月21日、建築用地として麹町区有楽町1丁目1番地（現在の千代田区有楽町3の4）の367坪余を三菱合資会社から借入れる契約を締結し、辰野金吾工学博士の設計により、15万4,200円の予算をもって、同年6月17日に建築に着手する運びとなったのである。

着工以来2年5カ月後の大正元（1912）年11月18日、竣工の日を迎えて清水組から協会に引渡され、同月20日に開館式が行なわれている。ここに、生保事業30年の発展を象徴する、地下1階地上3階に及ぶ記念すべき会館の完成を見たのである。

理事会々長の阿部泰蔵は、開館式の式辞の中で、当時の業界首脳的心情を代表して次のように述べている。

「この会館は協会の事務所としてはやや広大に過ぐるが如くなれども、生命保険事業既往の発達を顧み将来の進歩を予想すれば蓋し適當の建築なるべし。…近来生命保険事業の進歩は大いにその速力を加えたれば、将来の発達も推知するに難からず。余等同業者は散じては各自の会社に在ってその社の発展を謀り、集まりては協会に於て学理の研究、死亡率の調査、人材の養成、図書館の設立、衛生の改良等共同の利益を謀り、この会館も再び狭隘を感ずるの盛況に至らんことを期待す。」

翌21日には披露会が開催され、農商務大臣牧野伸顕、東京市長阪谷芳郎をはじめ来賓多数を迎えて会館の完成を祝福したのであった。

この会館は、協会の本拠を近代的な新国際ビル内に移すため、昭和39年末に解体のため撤去するまで、実に半世紀余にわたり、わが国生命保険事業発展のため業界の拠点として、極めて重要な役割を果たしていったのである。

このようにして、社団法人として組織を強化し、会館を建築した協会の活動はいちじるしく拡充されていった。その具体的内容は協会史に譲ることとするが、簡保反対運動についてのみ摘記しておきたい。

簡易保険の実施が政府の方針として打ち出されたのは、大正3（1914）年4月、第2次大隈内閣のときであった。協会は民間保険を圧迫するものとして「簡保反対同盟会」を組織し、阿部泰蔵をその会長に推して、反対意見書の提出、政府に対する陳情等、極めて活発な運動を展開している。

こうした業界の意向を汲んで、民営保険の草創期の努力を称え、政府はひたすら官業の趣旨

を貫いて民保を圧迫しないよう主張し、貴族院で長講舌をふるったのは山本達雄議員（日銀総裁、大蔵・内務大臣等を歴任）であった。

しかし、業界の努力と山本議員の援護射撃にもかかわらず、政府の既定方針は撤回されることなく、最高保険金を300円から250円に修正して簡保法案は成立し、大正5（1916）年10月1日から実施されることになったのである。

生保協会と阿部泰蔵

さて、これまでに述べてきた草創期の生保協会と終始ともに歩み、その成立から発展への過程において幾多の難関を克服してきた当時の業界首脳の中心的役割を果し、かつ、初代理事会々長として、近代的生保協会の基礎づくりに努めた阿部泰蔵について、矢野恒太（第一生命創立者、第三代理事会々長）の談話から抜すいして次に紹介することとしたい。（この談話は協会々報第7巻2号所収）

「わが生命保険会社協会が有機体として社会に活動していく上に於て、今日までのこの有機体の神経細胞中最も重要な会長という地位を占めて総ての者を指揮していかれた人は、すなわち阿部泰蔵君であります」

と前置きしたあと、

「わが日本国に於て生命保険を学理的に持って来られたのは阿部泰蔵君である。幸いにして時代も余り経ちませぬし記録等に総て残っておりますから、幾万年を経てもノアの洪水のようなものが起こって文明を打ち毀さない限り阿部君という人を源として、わが国の生命保険というものは生まれて来たものである、阿部君は之が根元を為したということは、いつまでも残るのであります。……」

と、日本における近代的生命保険の創始者としての功績を称え、さらに談話を続けて、

「同君は保険のために半生と申し上げたいが殆ど一生を捧げてお尽くし下さったために、わが日本には数十の生命保険の個体が出来て今日の隆盛を来したのみならず、その各個が集まって協会を作るに至ったのも実は同君がその源を作ったので、しかもその集合体の首脳者の地位に居られたので、我々はその流れを汲んで漸く河下に遊んでいたのであります。」

と述べ、生保協会の生みの親とも言うべき功勞について触れている。

また、業界の代表者としての阿部泰蔵については、次のように語っている。

「法律の改正とか内輪の制度とか、その他色々お尽くし下さったことは非常なもので、勿論阿部君独りが為されたとは申されませぬが、主として我々を指導され、而して外部に代表せられる人が阿部君であったから、非常に好都合でありました。総て切れ物の刃が切れてもその背に重みがありませぬと剃刀で薪を割らんとするようなもので、……農商務省や或いは議会等に向って、協会からお願いしたり抗議を申ししたりするに、多くの場合通過することを得たのは、阿部君の人格というものが非常に重きを成していると信じております。」

むすび

大正5（1916）年、この年は、阿部泰蔵により日本で最初の近代的生保会社として明治14（1881）年7月9日に創業した明治生命の35周年に当たっており、これを機に阿部泰蔵のわが国保険事業の興隆に尽した功労を称える表彰会が行なわれた。

主唱者は福原有信（帝国生命社長・協会理事）、和田豊治（渋沢栄一のあとを受けた当時の財界世話役）らで、発起人には協会の首脳をはじめ政財界、学界等の有力者が名をつらね、同年12月2日、日本橋倶楽部において極めて盛大に開催されている。そのさい贈られた阿部泰蔵の大理石の胸像は、泰蔵によって協会に寄贈され、以来会館内に永らく安置されることとなった。

そして、この表彰会から2カ月後の大正6（1917）年2月16日、阿部泰蔵は明治生命の取締役会長（現在の社長に当る。初代社長としての在任36年。）を退任し、翌3月17日に協会理事會々長を辞任したのである。第2代理事會々長として福原有信を迎えた協会では、同年10月3日、「前理事會々長阿部泰蔵君の為の慰労會」を開いて、協会首脳としての永年にわたる労をねぎらったのであった。

阿部泰蔵は、席上謝辞を述べたあと、「今後益々保険事業が盛んになり、協会も次第に発達し、生命保険事業と協会とは相倚り相助けて離るることの出来ないものであります。どうか生命保険事業のため、この協会が諸君の力によって益々発達することを衷心から希望致すのであります」と挨拶を結び、「生命保険会社協会万歳」三唱の音頭をとることをもって協会に別れを告げたのである。初代理事會々長として在任すること8年2カ月、評議員會々長から通算すれば11年10カ月の永きにわたり協会を主宰したのであった。

なお、阿部泰蔵は、日本の近代的生保事業の創始者としての功績はもとより、生保協会の創立をはじめ生保事業の発達に尽くした数々の功績が認められて、今年5月に「保険殿堂（Insurance Hall of Fame）」入りが実現し、6月19日、マニラで開催の第14回国際保険経営セミナーの席上、その表彰式が行なわれた。

明治生命が創業百周年を目前に控え（今年は97周年）、また生保協会が70周年というお目出たい年に当たっているときに阿部泰蔵の「保険殿堂」入りが実現したことに、ひとしお感慨深いものを覚える次第である。

（1978年10月稿）

<生命保険協会70年史「回想録」から再録>